

70歳未満の方

認定証の適用区分	所得区分	自己負担限度額		年間上限
		3回目まで	4回目以降(多回数)	
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	$270,300円 + (総医療費 - 901,000円) \times 1\%$	140,100円	168万円
イ	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	$179,100円 + (総医療費 - 597,000円) \times 1\%$	93,000円	111万円
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下の世帯	$85,800円 + (総医療費 - 286,000円) \times 1\%$	44,400円	53万円
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	61,500円	44,400円	53万円
オ	住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

*基礎控除後の所得とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額をいい、国民健康保険税の算定の基礎となるものです。

*所得は、前年の所得になります(1月～7月診療分は前々年の所得になります)。

*非課税世帯とは、世帯主及びすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯をいいます。

*過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

*同じ都道府県内の市町村間で転居した月の自己負担限度額は、転居前と転居後でそれぞれ2分の1となります。

70歳以上75歳未満の方

認定証の適用区分	所得区分	自己負担限度額			年間上限
		外来(個人)	外来+入院(世帯)	多数回該当	
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	$270,300円 + (総医療費 - 901,000円) \times 1\%$		140,100円	168万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上690万円未満	$179,100円 + (総医療費 - 597,000円) \times 1\%$		93,000円	111万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上380万未満	$85,800円 + (総医療費 - 286,000円) \times 1\%$		44,400円	53万円
一般	課税所得145万円未満	22,000円 (年間の限度額216,600円)	61,500円	44,400円	53万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000円 (年間の限度額96,000円)	25,700円	24,600円	29万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,700円	なし	18万円

*低所得Ⅱとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。

*低所得Ⅰとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除

(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

*70歳以上の方で、限度額適用認定証の交付対象となるのは、「現役並みⅡ、現役並みⅠ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ」の区分の方。

*過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。